

高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			現行		
高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱			高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱		
第1条－第14条 [略]			第1条－第14条 [略]		
附則 [省略]			附則 [省略]		
<p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>			<p><b>【追加】</b></p>		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
高知県外国人漁業研修事業費補助金交付基準			高知県外国人漁業研修事業費補助金交付基準		
補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補助対象事業名	補助対象経費	補助率
漁業実習事業	(1) 技能実習生対象漁業(※1)の非実務研修(※2)に係る経費	4分の1以内 (ただし、外国人漁業研修事業を初めて利用する漁業者が受け入れる外国人漁業実習生に係る経費は、2分の1以内)	漁業実習事業	(1) 技能実習生対象漁業(※1)の非実務研修(※2)に係る経費	4分の1以内 (ただし、外国人漁業研修事業を初めて利用する漁業者が受け入れる外国人漁業実習生に係る経費は、2分の1以内)
	(2) (1)に伴う施設運営管理費			(2) (1)に伴う施設運営管理費	
	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>		(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 ① 授業、宿泊、バス移動の少人数化及びリモート授業の実施等に係る掛かり増し経費 ② マスク、消毒液、手指消毒器、手洗い洗剤、非接触型体温計、フェイスシールド、アクリル板等の物品購入経費 ③ 代替宿泊施設の利用に係る掛かり増し経費 (ただし、1名1泊当たり7,300円を補助対象の上限とする。)	2分の1以内
<p>(※1) 技能実習制度対象漁業とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号) 別表第1の2漁業関係」の表に掲げる職種・作業のことをいう。</p> <p>(※2) 非実務研修とは、漁業分野の外国人技能実習生が技能実習を円滑に実施できるようにするために、高知県外国人漁業研修センターが行う日本の生活習慣・文化の学習や市民交流等の研修のことをいう。</p>					

改正後	現 行
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名・代表者名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県外国人漁業研修事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり事業を実施したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 添付書類  (1) 令和 年度高知県外国人漁業研修事業に係る経費配分額表（別記第1号様式別紙1）  (2) 令和 年度高知県外国人漁業研修事業に係る事業計画書（別記第1号様式別紙2）  (3) 令和 年度収支予算書（別記第1号様式別紙3）  (4) 県税の滞納がないことを証する書類  <u>又は</u>  <u>県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）</u>  <u>※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。</u></p>	<p>(※1) 技能実習制度対象漁業とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）別表第一の二「漁業関係」の表に掲げる職種・作業のことをいう。</p> <p>(※2) 非実務研修とは、漁業分野の外国人技能実習生が技能実習を円滑に実施できるようにするために、高知県外国人漁業研修センターが行う日本の生活習慣・文化の学習や市民交流等の研修のことをいう。</p> <p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名・代表者名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県外国人漁業研修事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり事業を実施したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 添付書類  (1) 令和 年度高知県外国人漁業研修事業に係る経費配分額表（別記第1号様式別紙1）  (2) 令和 年度高知県外国人漁業研修事業に係る事業計画書（別記第1号様式別紙2）  (3) 令和 年度収支予算書（別記第1号様式別紙3）  (4) 県税の滞納がないことを証する書類  (5) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別記第1号様式別紙4）</p>

改正後	現 行
<p>※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。</p> <p><u>(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</u></p> <p>(5) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別記第1号様式別紙4）</p>	